

九州シンクロトロン光研究センター
天井クレーン取扱要領

(目 的)

第 1 条 この要領は、九州シンクロトロン光研究センター（以下「センター」という。）における天井クレーンの取扱いに関して必要な事項を定め、その適正な管理と作業従事者等の安全確保を図ることを目的とする。

(運転員の資格)

第 2 条 センターの天井クレーンを運転することができる者は、クレーン等安全規則（昭和四十七年九月三十日労働省令第 34 号）に基づき、次の各号のとおりとする。

- (1) クレーン運転士免許を受けた者
- (2) 床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者
- (3) 特別の教育を受講した者

(玉掛員の資格)

第 3 条 センターの天井クレーンの玉掛け作業を行うことができる者は、クレーン等安全規則に基づき、次の各号のとおりとする。

- (1) 玉掛技能講習を修了した者
- (2) 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第 64 号）第 27 条第 1 項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第 24 号）別表第四の訓練科の欄に掲げる玉掛け科の訓練（通信の方法によって行うものを除く。）を修了した者
- (3) 玉掛け作業を行うことができる者として、厚生労働大臣が定める者

(遵守事項)

第 4 条 天井クレーンの運転及び玉掛け作業を行う者は、別紙に掲げる事項を遵守するとともに、安全管理室員が作業の安全確保のため必要と認めて行う指示に従わなければならない。

(点 検)

第 5 条 安全管理室長は、次の区分により、天井クレーン及び玉掛用具の点検を行わなければならない。

- (1) 日常点検
毎日、行う点検とする。
- (2) 月例点検

1 か月以内ごとに1回、定期的に行う点検とする。ただし、1 か月を超える期間使用しない場合は、その使用を再び開始する際に当該点検を行わなければならない。

(3) 年次点検

1 年以内ごとに1回、定期的に行う荷重試験を含む点検とする。ただし、1 年を超える期間使用しなかつた場合は、その使用を再び開始する際に当該点検を行わなければならない。

(4) 地震発生後の点検

震度4以上の地震発生後、その使用前に行う点検とする。

2 安全管理室長は、前項の点検を実施するために必要な事項を定めなければならない。

(記録等)

第6条 安全管理室長は、前条の点検を実施した結果を記録し、これを3年間保管しなければならない。

(補修)

第7条 安全管理室長は、前条の点検の結果、異常を認めるときは、直ちに補修しなければならない。

(事故時の対応)

第8条 事故が発生した場合又はそのおそれがある場合には、安全管理室長は、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 速やかに状況を把握し、被害の拡大を防止すること
- (2) 負傷者が発生した場合には、直ちに医師の診察を受けさせること
- (3) 事故の原因を調査し、再発防止に努めること

2 センター所長は、前項の事故が次の各号に該当する場合には、労働安全衛生規則第96条の規定に基づき、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

- (1) 逸走、倒壊、落下又はジブの折損
- (2) ワイヤロープ又はつりチェーンの切断

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、センター所長が定める。

附 則

この要領は、平成18年12月15日から施行する。

別紙

天井クレーンの運転及び玉掛け作業を行う者の遵守事項

- 1 実験ホールに備え付けの「天井クレーン使用記録簿」に所要事項を記載すること
- 2 蓄積リング又は他のビームラインの上を越えて荷を運搬するときは、安全管理室長に申し出ること
- 3 定格荷重（フックブロックの銘板に表示）を超える荷は絶対につらないこと
- 4 つった荷に人は乗らないこと、また、人の乗る用途には絶対に使用しないこと
- 5 つり荷の下に人を立入らせないこと
- 6 人の頭上を越えて荷を運搬しないこと
- 7 運転中は荷から気をそらさないこと
- 8 荷やフックブロックを揺らせるような運転をしないこと
- 9 斜め引きをしないこと（荷の真上にホイストを移動させてからつり上げること）
- 10 地球づり（建屋建造物に引っ掛ける操作など）をしないこと
- 11 巻下げ時、下限を超えて運転しないこと
- 12 安全を考慮しない状態での、つり荷の反転作業はしないこと
- 13 損傷を受けたり、異音や異常振動する場合は、運転しないこと
- 14 ワイヤロープに次の異常があるときは絶対に運転しないこと
 - ・キンク、型くずれ、腐食があるもの
 - ・規定より素線の断線、磨耗が大きいもの
- 15 荷をつったまま運転位置を離れないこと
- 16 フックの外れ止め金具を用いること、また、フックが破損したままでは絶対に使用しないこと
- 17 ブラッキング（急逆転）や過度のインチング（寸動運転）をしないこと
- 18 玉掛け用具はフックに正しく掛けること

天井クレーン使用記録簿

日 付	使用開始時間	使用終了時間	使用クレーン ※設置場所の番号 を記入すること	作業内容	運転員所属・氏名	玉掛員所属・氏名
年 月 日	時 分	時 分				
年 月 日	時 分	時 分				
年 月 日	時 分	時 分				
年 月 日	時 分	時 分				
年 月 日	時 分	時 分				
年 月 日	時 分	時 分				
年 月 日	時 分	時 分				
年 月 日	時 分	時 分				
年 月 日	時 分	時 分				
年 月 日	時 分	時 分				
年 月 日	時 分	時 分				
年 月 日	時 分	時 分				
年 月 日	時 分	時 分				
年 月 日	時 分	時 分				
年 月 日	時 分	時 分				

※ クレーン設置場所の番号：①トラックドッグ、②実験ホール西側、③実験ホール東側